

# 第5期熊本市障がい福祉計画及び 第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について

熊本市障害者施策推進協議会  
平成29年7月20日

# 計画の策定根拠

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は厚生労働大臣の定める基本指針に即して「障害福祉計画」を定めることとされている。また今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務づけられこととなった。

## 障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第88条及び第89条

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

## 障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20及び第33条の22

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

# 最近の施策の主な動き

## ○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1施行）

- ・自立生活援助の創設
- ・就労定着支援の創設
- ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3施行）

## ○障害者部会報告書（H27.12.14）

- ・都道府県障害福祉計画に記載される精神障害者の長期在院者数の削減目標を、市町村障害福祉計画に記載される障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべきである。
- ・障害福祉計画と介護保険事業（支援）計画がいっそう調和のとれたものとなる方策を検討の上、講じるべきである。
- ・障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。
- ・障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進すべきである。

## ○相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（H28.10）

- ・相談支援専門員の資質の向上
- ・基幹相談支援センターの設置促進

○これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催（H28.1～）

主な検討事項は以下のとおり

- ・精神障害者を地域で支える医療のあり方
- ・多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
- ・精神病床のさらなる機能分化

○発達障害者支援法の一部を改正する法律（H28.8.1施行）

- ・発達障害者支援地域協議会の設置
- ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

○障害者差別解消法の施行（H28.4.1）

- ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止
- ・合理的配慮の提供

○成年後見制度利用促進法（H28.5.13施行）

- ・成年後見制度利用促進委員会の設置

○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2閣議決定）

- ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- ・地域共生社会の実現

# 基本指針見直しの主なポイント

基本指針…障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもの。市町村はこの基本指針に即して市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する。

## ①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

→ 成果目標  
①③に反映

## ②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

→ 成果目標②に反映

## ③就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

→ 成果目標④に反映

## ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

→ 成果目標⑤に反映

# 基本指針見直しの主なポイント

## ⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

## ⑥発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## \*その他の基本指針見直しのポイント

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- 情報公表制度による質の向上
- 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- 障がい福祉人材の確保

# 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」とび「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30~32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・就労定着に向けた支援
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・発達障害者支援の一層の充実

## 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人~15.7万人に  
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人~2.8万人減)
- ・退院率:入院後3ヶ月 69%、入院後6ヶ月84%、入院後1年90%  
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

## 4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・難病患者への一層の周知
- ・障害者の芸術文化活動支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

# 計画の基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる計画の基本的理念に配慮して計画の策定を行う。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

## 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### ＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方＞

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. クループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

### ＜相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方＞

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の設置等

### ＜障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方＞

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

## 計画の目指す目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

## 第5期熊本市障がい福祉計画の策定にあたって

平成29年度末で「第4期熊本市障がい福祉計画」の計画期間が満了となる。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法改正に伴い、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることとなった。

そこで本市では、国の基本指針に基づき、3カ年の計画期間（平成30～32年度）で「第5期熊本市障がい福祉計画」と「第1期熊本市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとする。

# 第5期熊本市障がい福祉計画 構成（案）

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本理念
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方
4. 計画の位置づけ、他の計画との関係
5. 計画期間
6. 計画の進行管理

## 第2章 障がい者数の現況

1. 障がい者手帳の所持者数
2. 難病患者の状況
3. 障害福祉サービス受給者数

## 第3章 平成32年度の数値目標

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 障がい者の重度化や高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

## 第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

## 第6章 サービス見込量等確保の方策

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

## 2. 計画の基本理念

「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「障害者基本法」、「障害者の権利に関する条約」及び熊本県が定めた「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえつつ、熊本市障がい者プランに掲げた「自立と共生の地域づくり」という基本理念を踏襲する。

## 3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

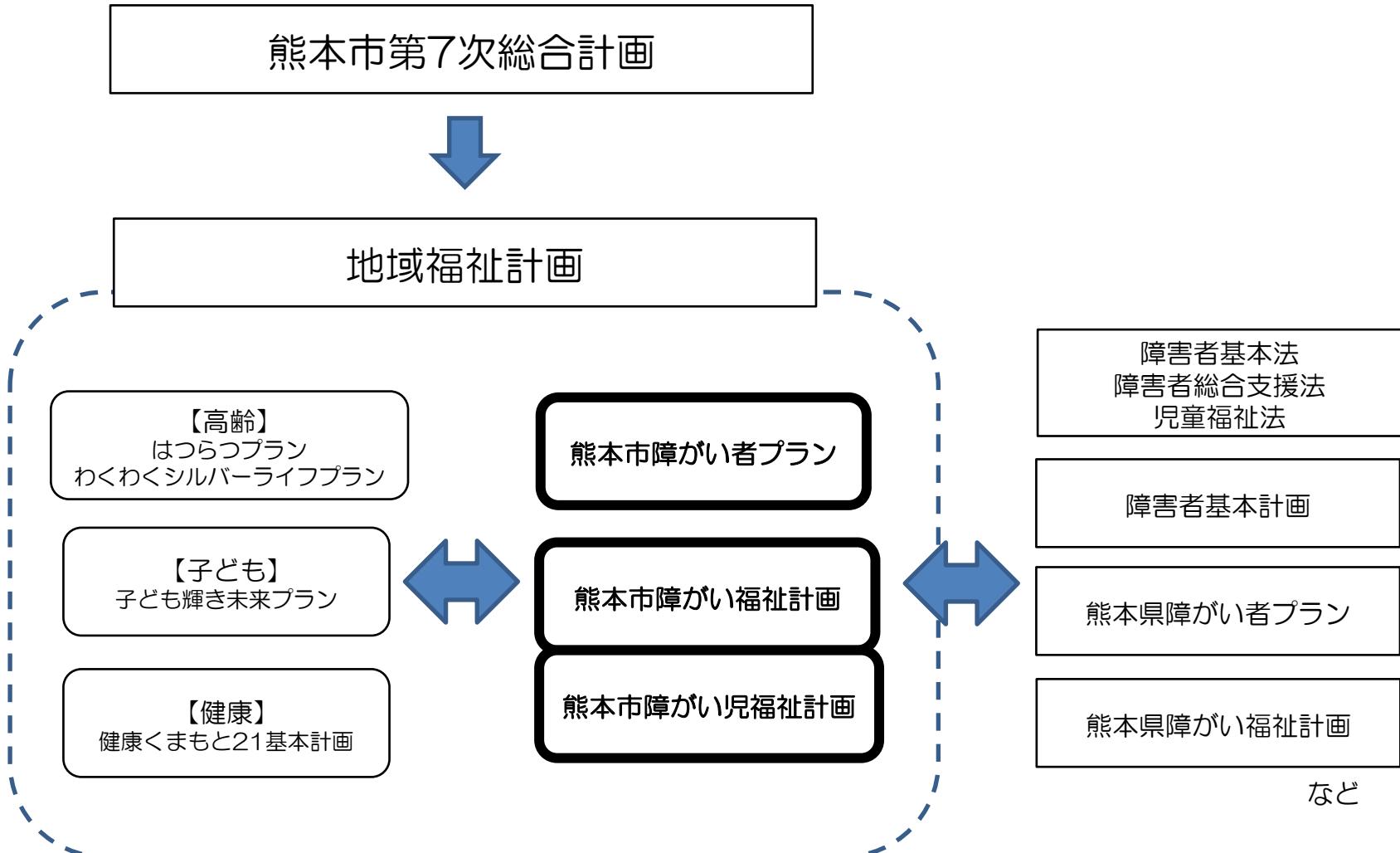
- ①障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
- ②相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
- ③障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

## 4. 計画の位置づけ

### ①計画の位置づけ

	障がい福祉計画 (障害福祉計画)	障がい児福祉計画 (障害児福祉計画)	障がい者プラン (障害者計画)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</li> <li>・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等</li> </ul>	障害者施策の基本的方向について定める計画
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条及び89条	児童福祉法第33条の20及び第33条の22	障害者基本法第11条
国	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年3月31日告示）		障害者基本計画 第3次：H25年度～H29年度
県	熊本県障がい福祉計画 第4期：H27年度～H29年度	* H30年度から策定	熊本県障がい者計画 第5期：H27年度～H32年度
市	熊本市障がい福祉計画 第4期：H27年度～H29年度	* H30年度から策定 熊本市障がい児福祉計画 第1期：H30年度～H32年度	熊本市障がい者プラン H21年度～30年度 (H26年度に中間見直し)

## ②他の計画との関係



## 5. 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

## 6. 計画の進行管理

障害者総合支援法の中で、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずることとされている。

本市ではP D C Aサイクルに沿って、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行う。

# 第2章 障がい者数の現況

## 1. 障がい者手帳の所持者数

- ①身体障害者手帳所持者数
- ②療育手帳所持者数
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者数

## 2. 難病患者の状況（指定難病医療受給者証所持者数）

## 3. 障害福祉サービス受給者数

## 第3章 平成32年度の数値目標①

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする次の5つの成果目標を設定する。なお、以下に記載した成果目標（数値）は国の基本指針によるものであり、計画には本市の実情に応じて設定する予定である。

### 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について】

H32年度末時点でH28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【施設入所者数の削減に関する目標について】

H32年度末時点の施設入所者数をH28年度末の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

### 成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

新

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置→精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等

新

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置→障がい者自立支援協議会等

精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満 国が提示する計算式を用いて設定）

精神病床における早期退院率（入院後3ヶ月時点の退院率69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率84%以上、  
入院後1年時点の退院率90%以上）

### 成果目標③ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに各市町村又は各圏域内に少なくとも1つを整備することを基本とする

## 第3章 平成32年度の数値目標②

### 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について】  
H32年度末までに平成28年度末実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

【就労移行支援の利用者数に関する目標について】  
平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

【就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について】  
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

新 【就労定着支援による職場定着率に関する目標について】  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

### 成果目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

【障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について】  
・平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。  
・平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【医療的ニーズへの対応について】  
・平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。  
・平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。  
(障がい者自立支援協議会等)

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み①

障害福祉サービスの必要量の見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市の過去の利用実績からの伸びや、障がい者のサービスの利用に関する意向調査等により、見込量を算出する。

### 障害福祉サービス、相談支援

#### 《訪問系サービス》

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

利用者数  
●人／月  
利用時間  
●時間／月

#### 《日中活動系サービス》

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 短期入所（福祉型・医療型）

利用者数  
●人／月  
利用日数  
●人日／月

- 新  
就労定着支援  
療養介護

利用者数  
●人／月

#### 《居住支援・施設系サービス》

- 新  
自立生活援助  
共同生活援助  
施設入所支援

利用者数  
●人／月

#### 《相談支援》

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

利用者数  
●人／月

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み②

新

### 発達障害者支援関係

発達障害者地域支援協議会の開催回数

発達障害者支援センターの相談件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

### 障がい児支援

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援 【新】

利用児童数

●人／月

利用日数

●人日／月

障害児相談支援

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

利用児童数

●人／月

新

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## 第5章 地域生活支援事業の必要量見込み①

地域生活支援事業の実施について、次の事項について定める。

- ①実施する事業の内容
- ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- ③各事業の見込量の確保の方策
- ④その他実施に必要な事項（特記すべき事項があれば）

事業名（地域生活支援事業）	量の見込み
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無
(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業 実施見込み箇所数
	基幹相談支援センターの設置の有無
	基幹相談支援センター等機能強化事業 実施の有無
住宅入居等支援事業	実施の有無
(4) 成年後見制度利用支援事業	●人／年
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ●件／年
	手話通訳者設置事業 ●人／年
(7) 日常生活用具給付等事業	種類ごとの給付等見込み件数 ●件／年
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数） ●人／年
(9) 移動支援事業	●人／月 ●時間／月

## 第5章 地域生活支援事業の必要量見込み②

事業名（地域生活支援事業）	量の見込み	
(10) 地域活動支援センター	実施見込み箇所数、実利用見込み者数	●人／日
(11) 発達障がい者支援センター運営事業	実施見込み箇所数、実利用見込み者数	●人／日
(12) 障害児等療育支援事業	実施見込み箇所数	
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 ●人／年
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 ●人／年
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数 ●件／年
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み件数 ●件／年
(15) 広域的な支援事業	地域生活支援広域調整会議等事業 ：協議会の開催見込み数	
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ：ピアサポート従事者見込み者数	
	災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ：運営委員会の開催見込み数	
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ：協議会の開催見込み数	

## 第6章 サービス見込量等の確保の方策

障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量等を確保するための方策を定める。

# スケジュール（案）

時期	内容
平成29年5月	アンケート業者募集、決定
6月	アンケート調査票作成
	福祉に関するアンケート発送
7月	■第1回 熊本市障害者施策推進協議会（7/20）
	アンケート回収・分析
8月	アンケート調査結果分析
9月	県内特別支援学校進路（施設利用）希望調査
11月	計画素案の作成
	障害者施策推進協議会委員への意見聴取
	障がい者団体への意見照会
	精神保健福祉審議会での意見聴取
	第3回障がい者自立支援協議会での意見聴取
12月	議会へ進捗状況を報告
	パブリックコメント
平成30年1月	パブリックコメントの意見集約、素案の修正
	■第2回 熊本市障害者施策推進協議会（下旬）
3月	議会へ案について報告
	第5期熊本市障がい福祉計画決定

# 当事者アンケートについて

## 1. 調査の目的

基本指針の中に、障害福祉計画等を定めるときには、アンケート等の実施により障がい者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるべきと定められている。

そこで、「第5期熊本市障がい福祉計画」及び「第1期熊本市障がい児福祉計画」を策定するために必要な基礎資料を得ることを目的として、障がい児・者の生活状況、社会参加状況、障害福祉サービス利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握するためのアンケートを実施する。

## 2. 調査対象

市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病医療受給者証所持者、障害福祉サービス受給者を対象に、3,000人を無作為抽出し、調査対象とした。

## 3. 調査方法

郵送法（郵送による配布、回収）

## 4. 調査期間

平成29年6月29日～7月18日

## 5. 調査項目

別紙調査票のとおり

ふくし かん ちょうさ

# 福祉に関するアンケート調査



とい 問1 このアンケートを記入するのはどなたですか。(○は1つ)

1. 本人
2. 本人から意見を聞いて、家族や介助者などが答える
3. 本人の意見を確認することが難しいので、本人の立場に立って家族や介助者などが答える

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人  
(この調査票の対象者：障がいのある方) の状況などについて、お答えください。

## 1. あなた自身のことについて

とい 問2 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1. 男性
2. 女性

とい 問3 あなたの年齢(平成29年7月1日現在)を教えてください。(○は1つ)

1. 0歳～17歳
2. 18歳、19歳
3. 20歳～29歳
4. 30歳～39歳
5. 40歳～49歳
6. 50歳～59歳
7. 60歳～64歳
8. 65歳～74歳
9. 75歳以上

とい 問4 あなたがお住まいの区を教えてください。(○は1つ)

1. 中央区
2. 東区
3. 西区
4. 南区
5. 北区

とい あなたが交付を受けている障害者手帳の種類、等級や判定の全てに○をつけてください。

1. 身体障害者手帳の交付を受けている  
 ( 1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級 5. 5級 6. 6級 )  
 → 問5-2、問5-3へ
2. 療育手帳の交付を受けている  
 ( 1. A1 2. A2 3. B1 4. B2 )
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている  
 ( 1. 1級 2. 2級 3. 3級 )
4. わからない
5. 障害者手帳の交付は受けていない

※総合等級に○をつけてください

とい 問6へ

→ ★問5-2と問5-3は、問5で「1. 身体障害者手帳の交付を受けている」と回答した方にのみおたずねします。

とい あなたの主な身体障がい(障がいの部位)を教えてください。(○は1つ)

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 視覚障がい           | 8. 呼吸器機能障がい       |
| 2. 聴覚障がい           | 9. じん臓機能障がい       |
| 3. 平衡機能障がい         | 10. ぼうこう又は直腸機能障がい |
| 4. 音声、言語、そしゃく機能障がい | 11. 小腸機能障がい       |
| 5. 肢体不自由(上肢、下肢、体幹) | 12. 肝臓機能障がい       |
| 6. 脳原性運動機能障がい      | 13. 免疫機能障がい       |
| 7. 心臓機能障がい         | 14. その他( )        |

とい あなたが受けている障害者手帳の種類、等級や判定の全てに○をつけてください。(○はいくつでも)

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 視覚障がい           | 8. 呼吸器機能障がい       |
| 2. 聴覚障がい           | 9. じん臓機能障がい       |
| 3. 平衡機能障がい         | 10. ぼうこう又は直腸機能障がい |
| 4. 音声、言語、そしゃく機能障がい | 11. 小腸機能障がい       |
| 5. 肢体不自由(上肢、下肢、体幹) | 12. 肝臓機能障がい       |
| 6. 脳原性運動機能障がい      | 13. 免疫機能障がい       |
| 7. 心臓機能障がい         | 14. その他( )        |

★みなさんにおたずねします。

とい なんびょう よ びょうき  
問6 あなたは難病と呼ばれる病気にはかかっていますか。(○は1つ)

なんびょう げんいんふめい ちりょうほう みかくりつ しほい くに けんきゅうじぎょう してい しつかん  
※難病とは、原因不明で治療法が未確立な疾患のうち、国が研究事業に指定した疾患を指します。

- 1. かかっていない
- 2. かかっている
- 3. わからない

※「2. かかっている」を選んだ方で、症状が変化(重くなったり軽くなったり)する場合は、よ  
り重たい症状のときを想定して、以降の質問にお答えください。

とい かいとう かた  
→ 問6で「2.」と回答した方におたずねします。

とい とくていしつかんりい ようじゆきゆうしやしよう こう ふ う  
問6-2 あなたは特定疾患医療受給者証の交付を受けていますか。(○は1つ)

- 1. 受けている(診断名 )
- 2. 受けていない

とい はったつしょう しんだん  
問7 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。診断されている場合、その  
しんだんめい か  
診断名もお書きください。(○は1つ)

はったつしょう じへいしょう しょうこうぐん がくしゅうしおがい ちゅういけつじょたどう せいしおがい  
※発達障がいとは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠如多動性障害(ADHD)などを指します。

- 1. ない
- 2. ある(○○○の疑いと診断された場合も含む)  
(診断名: )
- 3. わからない



## 2. 日常生活について

とい  
問8 あなたの現在のお住まいは、次のどれですか。(医療機関に1年以上入院されている方は、  
「7. 病院に入院中」を選んでください。)(○は1つ)

1. 自分や家族の持ち家

2. 民間の借家や賃貸アパート・マンション、会社の寮等

3. 市営・県営住宅、公社・公団住宅

4. 仮設住宅、みなし仮設住宅

5. グループホーム

6. 入所施設

7. 病院に入院中

8. その他(具体的に:

とい  
問8-2へ

とい  
★問8で「1.」「2.」「3.」「4.」のいずれかと回答した方におたずねします。

とい  
問8-2 あなたは現在どのように暮らしています。(○は1つ)

1. 一人で暮らしている

3. その他(具体的に:

2. 家族と暮らしている

とい  
★問8で「6.」または「7.」と回答した方におたずねします。

とい  
→ 問9 病院を退院または施設を退所して、地域で生活することを望みますか。(○は1つ)

1. 望む

2. 望まない

とい  
★みなさんにおたずねします。

とい  
問10 あなたの生活費は、主に、次のどれによってまかなわれていますか。(○は1つ)

1. 自分の就労等による収入

4. 家族の年金や手当

2. 自分の年金や手当

5. 生活保護

3. 家族の就労等による収入

6. その他(具体的に:

とい  
問11 あなたの身の回りの支援(世話や介助)を行っているのは、主にどなたですか。(○は1つ)

1. 配偶者(夫や妻)

6. 子ども・孫(子ども・孫の配偶者を含む)

2. 母親

7. その他の親族

3. 父親

8. 家族・親族以外の同居人

4. 祖父母

9. ホームヘルパー

5. 兄弟姉妹

10. その他 (具体的に: )

11. 支援が必要だが、支援をしてくれる人はいない

12. 支援をしてもらう必要がない

とい  
問12 主にあなたの身の回りの支援(世話や介助)を行っている方の性別、年齢、健康状態を  
きにゅう  
記入してください。

【性別】(○は1つ)

1. 男性

2. 女性

【年齢】(数字を記入)

( ) 歳 平成29年7月1日現在

【健康状態】

1. よい

2. ふつう

3. よくない

とい  
問13 主にあなたの身の回りの支援(世話や介助)を行っている方は働いていますか。

(○は1つ)

1. 働いている

2. 介護休暇をとっている

3. 働いていたが、介護があり辞めている

4. 働いていたが、介護以外の理由で辞めている

5. 働いたことがない

とい  
問14 在宅で生活するためには、どのような条件が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

1. バリアフリー環境などが整った暮らしやすい住居が確保できること

2. 家事の支援や身の回りの介助などの支援が受けられること

3. 在宅で必要な医療的ケアが受けられること

4. 外出時(買い物・通院等)の付き添いがあること

5. 近くに相談相手や相談窓口があること

6. 定期的な訪問(見守り)により、困り事への助言や援助が受けられること

7. 手当・年金制度などが充実していること

8. 金銭管理に関する支援が受けられること

9. 地域住民の理解を得られること

10. その他(具体的に: )

### 3. 就労状況(仕事)について

★問15～問17は、18歳以上の方(在学中の方を除く)におたずねします。

問15 あなたは、現在、働いていますか。(○は1つ)

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| 1. 正社員として働いている (自営業を含む)<br>2. パート・アルバイトをしている<br>3. 施設で働いている (通所施設、就労継続支援事業など)  | } とい<br>問15-2、<br>とい<br>問15-3へ |
| 4. 将来、企業などで働くため、施設に通っている (就労移行支援事業所など)<br>5. その他 (具体的に : )<br>6. 働いていない → 問16へ |                                |

→ ★問15-2と問15-3は、問15で、「1.」、「2.」、「3.」のいずれかと回答した方におたずねします。

問15-2 あなたが仕事で得る月収は平均しておよそいくらぐらいですか。(○は1つ)

- |   |   |
|---|---|
| 1. 5千円未満<br>2. 5千円～1万円未満<br>3. 1万円～3万円未満<br>4. 3万円～5万円未満<br>5. 5万円～10万円未満 | 6. 10万円～15万円未満<br>7. 15万円～20万円未満<br>8. 20万円～30万円未満<br>9. 30万円以上 |
|---|---|

問15-3 仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。(○はいくつでも)

- |  |
|--|
| 1. 収入が少ない<br>2. 休みを取ることがむづかしい<br>3. 勤務時間の長さや時間帯が自分に合わない<br>4. 仕事の内容が自分に合わない<br>5. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない<br>6. 職場の周囲の人の障害への理解が十分でない<br>7. 職場の設備が不便 (通路、段差、トイレ、エレベーターなど)<br>8. 通勤がたいへん<br>9. その他 (具体的に : )<br>10. 特にない |
|--|

★問15で「6. 働いていない」と回答した方におたずねします。

問16 あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つ)

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| 1. 仕事をしたい      | 3. 障がいの状態などの理由で仕事はできない |
| 2. 仕事をしたいと思わない | 4. わからない               |

★18歳以上の方で、現在働いている、あるいは、今後働きたいと思う方におたずねします。

問17 あなたは、障がい者が働くにあたって、どのようなことが大切だと思いますか。

(○はいくつでも)

- |   |
|---|
| 1. 障がいの特性に合わせ、働き方(勤務日数や時間)が柔軟であること                          |
| 2. 送迎など通勤に必要な支援があること  |
| 3. 自宅でできる仕事が増えること   |
| 4. 給料が保障されること   |
| 5. 障がいの特性にあった職種や業務であること                                     |
| 6. 職業訓練などで、働くために必要な技術や資格を取得できること                            |
| 7. ジョブコーチ(職場適応援助者)など、職場に慣れるまで支援してくれる制度が充実すること               |
| 8. 施設や設備など、障がいがあっても使いやすいものになっていること<br>(バリアフリーの充実)           |
| 9. 職場の上司や同僚が障がいに理解があること                                     |
| 10. 職場により指導者がいること   |
| 11. 仕事を探すことや、仕事を続けることについて相談できる場所があること                       |
| 12. 働くことで生じた生活面の課題(生活リズム、体調管理、給料管理等)解決にむけて、必要な助言や指導を受けられること |
| 13. その他(具体的に: )   |
| 14. 特にない  |



## 4. 外出について

とい  
問18 あなたは、過去1ヶ月間にどのぐらい外出しましたか。(○は1つ)

- |          |            |
|----------|------------|
| 1. ほぼ毎日  | 4. 月に1~2回  |
| 2. 週3~4回 | 5. 外出していない |
| 3. 週1~2回 |            |

とい  
問19 どのようなところに外出することが多いですか。(○はいくつでも)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 仕事              | 5. 買い物、食事、散歩など |
| 2. 通所施設等           | 6. 余暇活動、趣味の活動  |
| 3. 学校              | 7. その他( )      |
| 4. 医療機関(通院、リハビリなど) |                |

とい  
問20 外出するときの移動手段はなんですか。(○はいくつでも)

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 自家用車(自分で運転)  | 6. 福祉タクシー(リフト付きタクシー等) |
| 2. 自家用車(家族等が運転) | 7. 自転車・バイク            |
| 3. 電車(JR・市電など)  | 8. 徒歩                 |
| 4. バス           | 9. 車いす・電動車いす          |
| 5. タクシー         | 10. その他(具体的に: )       |

とい  
問21 外出するときに、あなたはどのようなことに不便を感じることが多いですか。

(○はいくつでも)

- |  |
|--|
| 1. 建物や道路のバリアフリー化が進んでいない                      |
| 2. 交通機関の乗り降りが難しい                             |
| 3. 障がい者用の駐車場が少ない                             |
| 4. 障がい者用の施設・設備の場所がわかりにくい(場所の案内が不十分)          |
| 5. 障がい者用の施設・設備はあるが、障がいのない人が使っており、使用できないことがある |
| 6. 付き添いをする人がいない                              |
| 7. 困っているときに声をかけてくれる人がいない                     |
| 8. その他(具体的に: )                               |
| 9. 特はない                                      |

## 5. 余暇活動や社会活動について

とい  
問22 あなたは、次のような活動を行っていますか。(○はいくつでも)

1. 映画やコンサート、演劇などの鑑賞
2. スポーツ
3. ドライブや旅行
4. パソコン・料理・文学・歴史など、技術習得や趣味、教養などの活動
5. 絵画や書道、音楽、ダンスなどの表現や創作的活動
6. NPO、ボランティア活動
7. 自治会活動などの地域活動
8. 特に何もしていない
9. その他 (具体的に : )

とい  
問23 あなたは、今後、どのような活動を行いたいと思いますか。(○はいくつでも)

1. 映画やコンサート、演劇などの鑑賞
2. スポーツ
3. ドライブや旅行
4. パソコン・料理・文学・歴史など、技術習得や趣味、教養などの活動
5. 絵画や書道、音楽、ダンスなどの表現や創作的活動
6. NPO、ボランティア活動
7. 自治会活動などの地域活動
8. その他 (具体的に : )
9. 特にない

とい  
問24 余暇活動や社会的活動を行うには、主に何が必要だと思いますか。(○は1つ)

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1. 付き添いをする人     | 5. 誘ってくれる仲間      |
| 2. 交通手段         | 6. 経済的な余裕        |
| 3. イベント開催情報     | 7. 活動に関する相談支援    |
| 4. 活動の選択肢が増えること | 8. その他 (具体的に : ) |

## 6. 保育や教育について

★18歳未満の方(保護者の方)におたずねします。

問25 あなたは、平日の日中、主にどこで過ごしているかをお答えください。(○は1つ)

未就園	1. 自宅	2. その他 (具体的に: )
未就学	3. 保育園・幼稚園・認定こども園	
小学校 (小学部)	4. 通園施設	5. その他 ( )
	6. 通常 学級	9. 特別支援学校
	7. 通常 学級 (通級)	10. その他 ( )
	8. 特別支援学級	
中学校 (中学部)	11. 通常 学級	14. 特別支援学校
	12. 通常 学級 (通級)	15. その他 ( )
	13. 特別支援学級	
高校 (高等部)	16. 高等学校	18. その他 ( )
	17. 特別支援学校	
専門学校・大学等	19. 専門学校	21. 職業 訓練校
	20. 大学・大学院	22. その他 ( )

問26 学校卒業後の進路希望は、次のうちどれに近いですか。(○は1つ)

1. 就労の場、生活訓練、社会参加の場を提供する通所施設を利用したい
2. 就職したい (一般就労)
3. 家事や家業の手伝いをしたい
4. 進学したい
5. その他 (具体的に )
6. わからない
7. 特に希望はない

★障がいのあるお子様(18歳未満)がいらっしゃる保護者の方のみお答えください

問27 障がいや発達の不安に気づいたきっかけは、どのようなことでしたか。(○は1つ)

1. 乳幼児健診	4. 学校での様子
2. 医療機関を受診したとき	5. ふだんの様子
3. 幼稚園・保育所等での様子	6. その他 (具体的に : )

とい  
問28 障がいや発達の不安に気づいてから、どこに相談し、診察・検査を求めに行きましたか。  
(○はいくつでも)

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1. 医療機関           | 6. 児童相談所             |
| 2. 学校、保育園、幼稚園等    | 7. 発達障がい者支援センター(みなわ) |
| 3. 区役所の福祉課・保健子ども課 | 8. 熊本市障がい者相談支援センター   |
| 4. 熊本市子ども発達支援センター | 9. その他( )            |
| 5. 熊本市こころの健康センター  |                      |

とい  
問29 医療機関や専門相談機関に受診・相談するために、特にどのような支援が得られればよいですか。(○は1つ)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1. 相談できる窓口の情報     | 3. 親(家族)へのこころのケア |
| 2. 障がいについて知識を得る機会 | 4. その他( )        |

とい  
問30 障がいのある子どもたちがくらしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。  
(○は5つまで)

- |   |  |
|---|--|
| 1. 早期の障がい発見と支援の開始   |  |
| 2. 身近な地域で相談支援が受けられる体制   |  |
| 3. 乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制                                    |  |
| 4. 障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実                             |  |
| 5. 保育園・幼稚園・小中学校等での受け入れ環境の整備<br>(医療ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等) |  |
| 6. 障がいに詳しい医療機関の充実   |  |
| 7. 特別支援学校・特別支援学級の整備   |  |
| 8. 学校教育で障がいを知る教育  |  |
| 9. 学童保育や一時的に利用できる託児サービス   |  |
| 10. 親どうしの交流活動の場   |  |
| 11. 親が働き続けることができること   |  |
| 12. 周囲の児童・生徒や保護者の理解   |  |
| 13. 地域住民の理解   |  |
| 14. 手当や年金制度の充実  |  |
| 15. その他( )  |  |
| 16. 特になし  |  |

## 7. 福祉サービスについて

とい  
問31 あなたは「障害支援区分」の認定を受けていますか。(○は1つ)

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 1. 区分1 | 6. 区分6               |
| 2. 区分2 | 7. 区分認定を受けて「非該当」となった |
| 3. 区分3 | 8. 区分認定は受けていない       |
| 4. 区分4 | 9. わからない             |
| 5. 区分5 |                      |

とい  
問32 あなたは、現在、障がい者向けの福祉サービスを利用していますか。(○は1つ)

- |   |
|---|
| 1. 福祉サービスを利用している                        |
| 2. 受給者証の交付は受けたが、福祉サービスは利用していない → 問32-2へ |
| 3. 受給者証の交付は受けていない(福祉サービスの利用申請はしていないも含む) |
| 4. その他(具体的に: )                          |

→★問32で「2.」と回答した方におたずねします。

とい  
問32-2 現在、福祉サービスを利用していないのは、主にどのような理由からですか。

(○は1つ)

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 病院に入院中だから               |
| 2. 家族の介助を希望しているから          |
| 3. 希望する福祉サービス(事業所)に空きがないから |
| 4. 利用したい福祉サービスがないから        |
| 5. 利用の仕方がわからないから           |
| 6. 利用料の負担が大きいから            |
| 7. その他(具体的に: )             |
| 8. 今すぐ利用しなくても困らないから        |

とい  
問33 つぎ しょく ふくし りょうじょうきょう りょういこう おし  
次の障がい福祉サービスについて、あなたの利用状況と利用意向を教えてください。

【サービスの名称】		【サービスの内容】		利用状況		利用意向	
訪問系サービス	① 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行なうサービス		現在利用していますか		今後利用したいですか	
		重度訪問介護		利りよ 用して いる	利りよ 用して いない	利りよ 用した い	利りよ 用しな い
		視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行うサービス		1	2	1	2
		行動援護		1	2	1	2
		重度障害者等包括支援		1	2	1	2
		短期入所 (ショートステイ)		1	2	1	2
		生活介護		1	2	1	2
		療養介護		1	2	1	2
		自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		1	2	1	2
		就労移行支援		1	2	1	2
		就労継続支援 (A型)		1	2	1	2
		就労継続支援 (B型)		1	2	1	2

【サービスの名称】		【サービスの内容】		利用状況 現在利用していますか	利用意向 今後利用したいですか	
居住系サービス	⑫ 施設入所支援	介護が必要な人や自宅から通所して自立訓練または就労移行支援を利用することが困難な人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行うサービス	利り用うしていいる	利り用うしていらない	利り用うしたい	利り用うしない
⑬ 共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に對し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活の援助を行うサービス	1	2	1	2	
⑭ 児童発達支援	障がい児に対して施設に通つての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービス	1	2	1	2	
⑮ 医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対し、医療機関に通つての児童発達支援及び治療を行うサービス	1	2	1	2	
⑯ 放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して授業終了後または休業日に、施設に通つての訓練や社会との交流促進などをを行うサービス	1	2	1	2	
⑰ 保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス	1	2	1	2	
⑲ 障がい児入所支援 (福祉型・医療型)	施設や医療機関への入所等により、児童の保護、日常生活の指導及び自立した生活中に必要な知識技能の付与(医療型は加えて治療)を行うサービス	1	2	1	2	

#### 平成30年度から新設されるサービス

【サービスの名称】		【サービスの内容】		利用状況 現在利用していますか	利用意向 今後利用したいですか	
①	②	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随时の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス	1	2	
		就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行うサービス	1	2	

とい つぎ ちいきせいかつえんじぎょうとう  
問34 次の地域生活支援事業等について、あなたの利用状況と利用意向を教えてください

【事業の名称】		【事業の内容】		りようじょうきょう 利用状況	りよういこう 利用意向
				げんざいりょう 現在利用し ていますか	こんごりょう 今後利用し たいですか
		利り 用う して いる	利り 用う して い ない	利り 用う し た い	利り 用う し な い
①	相談支援事業	してい う そうだん しえん じぎょう 指定を受けた相談支援事業所が、障がい者等 からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等 の支援を行うサービス	1 2	1 2	
②	成年後見制度利用支援 事業	ちでき しょう しゃまた せいしん しょう 知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年 後見制度の利用を支援するサービス	1 2	1 2	
③	手話通訳者派遣	ちょうかく しょう しゃなど 聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化 を図るために、手話通訳者を派遣するサービス	1 2	1 2	
④	要約筆記者派遣	しゅわく しゅとく こなんなん ちゅううと 手話取得が困難な中途失聴者や難聴者のコ ミュニケーション手段として、要約筆記者を派遣 するサービス	1 2	1 2	
⑤	日常生活用具給付等	じゅうど しょう こ しや たい 重度障がい児・者に対し、自立生活支援用具等 (介護ベッドなど)の日常生活用具を給付する サービス	1 2	1 2	
⑥	移動支援	おくがい いどう こなんなん しょう 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外 出のための支援を行うサービス	1 2	1 2	
⑦	地域活動支援センター	せんさく かつどう センターにおいて創作活動または生産活動の機 会の提供、社会との交流等を行うサービス	1 2	1 2	
⑧	訪問入浴サービス	じゆう 自宅の浴槽での入浴が困難な人に対し、専門 スタッフ(看護職員1名、介護職員2名)が専用の 浴槽を持って自宅を訪問し、お部屋にいながら 入浴ができるサービス	1 2	1 2	
⑨	日中一時支援	ほごしゃく 保護者または家族の病気等により、家庭で介護 できなくなった場合、一時的に預かり、支援する サービス	1 2	1 2	
⑩	障がい者運転免許 取得費助成	じょう しや うんてん めんきょ 障がい者が運転免許を取得する場合にその費 用の一部を助成するサービス	1 2	1 2	
⑪	身体障がい者自動車 改造費助成	しんたい しょう 身体障がい者が自ら運転する自動車の走行装 置・駆動装置の改造を必要とする場合にその費 用の一部を助成するサービス	1 2	1 2	

## 8. そうだんまどぐち 相談窓口について

とい  
問35 あなたが困ったときに、気軽に相談できる人や窓口がありますか。(○はいくつでも)

1. 家族・親族	8. 障がい者団体や家族会
2. 友人・知人	9. 障がい者相談員
3. 入所・通所している施設のスタッフ	10. 地域の民生委員・児童委員
4. 入院・通院している病院のスタッフ	11. 行政機関の窓口
5. ホームヘルパー、訪問看護師	12. 熊本市障がい者相談支援センター
6. 通園施設や保育園、幼稚園、学校の先生	13. くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁
7. 職場の上司や同僚	14. その他 (具体的に: )

さいいじょう かた  
★18歳以上の方のみにおたずねします。

とい  
問36 次の相談機関を知っていますか。また、利用したことがありますか。

きかんめい 機関名	りよつ 利用したことがある	し 知っているが りよう 利用したことはない	し 知らない
くまもとしそう しゃそうだんしえん 熊本市障がい者相談支援センター	1	2	3
くまもとし けんこう 熊本市こころの健康センター	1	2	3
くまもとしおよこ しゃしえん 熊本市障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁	1	2	3
くまもとしあつたつしおよこ しゃしえん 熊本市発達障がい者支援センター(みなわ)	1	2	3
くまもとしおよこ しゃしえん 熊本市ひきこもり支援センターりんく	1	2	3
くまもとけんなんびょうそうだん しゃしえん 熊本県難病相談・支援センター	1	2	3

くまもとしおよこ しゃしえん  
※「熊本市障がい者相談支援センター」は、熊本市内に9ヶ所設置しています。

★ しょう  
障がいのあるお子様(18歳未満)がいらっしゃる保護者の方におたずねします。

とい  
問36-2 次の相談機関を知っていますか。また、利用したことがありますか。

きかんめい 機関名	りよつ 利用したことがある	し 知っているが りよう 利用したことはない	し 知らない
くまもとしそう しゃそうだんしえん 熊本市障がい者相談支援センター	1	2	3
くまもとし けんこう 熊本市こころの健康センター	1	2	3
くまもとこ はつたつしえん 熊本市子ども発達支援センター	1	2	3
くまもとしあつたつしおよこ しゃしえん 熊本市発達障がい者支援センター(みなわ)	1	2	3
くまもとしおよこ しゃしえん 熊本市ひきこもり支援センターりんく	1	2	3
じどう そうだんじょ 児童相談所	1	2	3
くまもとこ わかものそうごうそうだん 熊本市子ども・若者総合相談センター	1	2	3
くまもとしきょういくそうだんしつ 熊本市教育相談室	1	2	3

## 9. 災害時について

問37 熊本地震の時、あなたは情報確保や移動に支援が必要でしたか。(○は1つ)

1. はい
2. いいえ
3. 熊本地震は経験していない → 問36へ

★問37で「1.」または「2.」を回答した方におたずねします。

問37-2 地震後、あなたはどこに避難しましたか。(○は1つ)

1. 地域の避難所に避難した
2. 自宅から離れた避難所に避難した
3. 避難所で過ごすことができないため避難しなかった
4. 親戚や友人の家に避難した
5. 車中泊、テント泊をした
6. 避難所で過ごすことができないため、車中泊、テント泊をした
7. 介護保険施設や社会福祉施設（福祉避難所）などに避難した
8. 震災の被害がほとんどなかつたので避難していない
9. その他（具体的に：）

問38 地震後、あなたの災害への備えの意識は変わりましたか。(○はいくつでも)

1. 自自分が避難する避難所について検討した
2. 避難する際の方法について検討した
3. 水や食糧、電池等の備蓄をし、ライフラインの停止に備えた
4. 必要とする薬や機材、医療器具等を準備した
5. 自宅の安全対策をした
6. 熊本市緊急告知ラジオ（防災ラジオ）を設置した
7. 自治会や民生委員、隣近所とのつながりを強めた
8. その他（）

とい さいがい じ ようえんごしゃしえんせいでし  
問39 災害時要援護者支援制度を知っていますか。 (〇は1つ)

※災害時要援護者支援制度とは

さいがい じ ジリキ ひなん かた ひなんかんこくじょうほうなど さいがいじょうほう つた かた たいしよう あらかじ ほんにん  
災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わりづらい方などを対象とし、予め本人  
しんせい もと ようえんごしゃとうろくしゃめいほ とうろく ちいき じちかいい じしゅぼうさい みんせいいいんなどおよ し かんけい  
の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、地域の自治会、自主防災クラブ、民生委員等及び市の関係  
きかん めいほ はいふ じょうほう きょうゆう ちいき し きょうりょく じんそく たいおう おこな せいで  
機関に名簿を配布し情報を共有することにより、地域と市が協力し、迅速な対応が行えるようにする制度です。

1. 知っていて登録している
2. 知っているが登録はしていない
3. 聞いたことはあるが、内容は知らない
4. 知らない



## りかいそくしん けんりようごなど 10. 理解促進・権利擁護等について

とい しょう さべつ う かん いや おも  
問40 あなたは、障がいがあることで差別を受けたと感じたこと、あるいは、嫌な思いをしたこと  
がありますか。(○は1つ)

1. ある → 問40-2へ      2. ない      3. わからない

→ ★問40で「1.」と回答した方におたずねします。

とい ぐたいいてき ぱめん  
問40-2 具体的に、どんな場面でしたか。(○はいくつでも)

1. まちなかや地域での人の視線や態度
2. 行政職員の応対や態度 → 問40-3へ
3. 店での扱いや店員の態度
4. 仕事や収入
5. 教育の機会
6. 交通機関や建物の構造が障がい者の利用に配慮されていないこと

★問40-2で「2.」と回答した方におたずねします。

とい しゃくしょ くやくしょ せいど うんよう たてもの こうぞう しょくいん たいおう しょう りゆう  
問40-3 市役所や区役所の制度の運用、建物の構造、職員の対応などで、障がいを理由とした差別的取り扱い、または、配慮が足りないと感じたことがあれば教えてください。

とい せいかつ なか しょう りゆう さべつときと あつか はいりよ た かん  
問40-4 生活する中で障がいを理由として差別的取り扱い、または、配慮が足りないと感じたことがあれば教えてください。

とい  
問41 あなたは、障がいのある人への差別や偏見を減らしたり、障がいへの理解を深めるためには、どのような取り組みが最も効果的だと思いますか。(○は1つ)

1. 行政(国・県・市)や学校、障がい者団体などの関係団体が、啓発・広報活動を行う  
(例: 講演会等イベントの開催や冊子の配布など)
2. 障がいのある人とない人が交流したり、共に活動する機会を拡充する
3. 市民や企業、団体の自発的な取り組みを行政が支援する
4. その他(具体的に: )

とい  
問42 本市では、市民の皆さん方が障がいについて理解を深め、障がいのある人にとって必要な配慮の実践につなげる「障がい者サポート制度」を設けています。



あなたは、この障がい者サポート制度を知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている(登録している人も含みます)
2. 言葉は聞いたことがある
3. 知らない

とい  
問43 「障がい者サポート」となった方は、日常生活の中で、できる範囲で障がいのある人へのちょっとした配慮やサポートを行います。あなたが、「障がい者サポート」に期待する、日常生活におけるちょっとした配慮はどのようなことですか。

とい  
問44 あなたは、本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(○は1つ)

1. 思う
2. どちらかといえば思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば思わない
5. 思わない

とい しょう ひと たい しょん ぎょうせい くに けん し じゅうじつ  
問45 障がいのある人に対する支援として、行政(国・県・市)はどのようなことをさらに充実  
おも すべきだと思いますか。(○は3つまで)

1. 障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動や教育の充実
2. 相談窓口の充実
3. 障害福祉サービス等、必要な支援制度の充実
4. 公共施設や公共交通機関、道路等のバリアフリー化
5. 災害時の支援体制の充実
6. 特別支援教育や障がい児保育の充実
7. 就労支援の充実(事業主への啓発、就労及び継続就労への支援等)
8. 文化、スポーツ、レクレーション等を通じた社会参加の支援
9. わかりやすい情報提供の充実
10. 年金や手当等の充実

とい し しょう ふくしきく かんれん いけん か  
問46 市の障がい福祉施策に関するご意見などがありましたらお書きください。

◎ご協力ありがとうございました。